

大牟田市入札心得

令和 8 年 4 月 1 日

1 趣旨

大牟田市（企業局）が発注する建設工事、測量、調査、設計等（建設工事等）の請負契約（企画総務部契約検査室の所掌するものに限る。）に係る入札（電子入札を除く。）（見積合わせによる随意契約を含む。）に関する取扱いについては、地方自治法、地方自治法施行令、大牟田市契約規則その他関係法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとします。

2 公正な入札の確保

入札に当たっては、次に掲げる事項に特に留意してください。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはなりません。
- (4) 上記(1)から(3)までについて、見積合わせについても同様とします。

3 手持ち件数、年間受注件数

地元企業の育成と受注機会の拡大を図り、地域経済の活性化を図るため、手持ち件数を設定します。

【建設工事】

業者区分	市内業者及び認定業者	市内業者及び認定業者以外の業者
手持ち件数	2件（土木一式、とび・土工、舗装、水道施設又は解体を含む場合は3件） ※手持ち件数のうち、予定価格1億5千万円以上のものは1件まで	1件
年間受注件数	上限なし（当面の間、年間受注件数の上限は設けません。）	

なお、随意契約による工事、予定価格が500万円未満の工事、災害復旧に係る工事、予定価格が1億5,000万円未満の下水道管渠改築工事及び入札中止又は入札不調となったもので同一内容（工期は除く。）で行う再入札による工事は、手持ち件数に含みません。

【測量、調査、設計等業務委託】

業者区分	市内業者及び認定業者	市内業者及び認定業者以外の業者
手持ち件数	3件	1件
年間受注件数	上限なし（当面の間、年間受注件数の上限は設けません。）	

なお、随意契約による業務委託、予定価格500万円未満の業務委託、災害復旧に係る業務委託及び入札中止又は入札不調となったもので同一内容（工期は除く。）で行う再入札による業務委託は、手持ち件数に含みません。

4 設計書、図面及び仕様書の販売

設計書、図面及び仕様書（設計図書等）については、下記のとおりとします。

- (1) 設計図書等は、入札参加希望者が自己の負担により購入してください。
- (2) 設計図書等の購入に当たっては、市ホームページから「設計図書等購入証明書」をダウンロードし、印刷したものに日付・契約番号・案件名・業者名を記入して、販売会社へ電話予約を行い、指定された日時に購入してください。

5 質疑

現場説明は、原則として実施しません。

条件付き一般競争入札については、入札参加希望者は、工事内容（設計図書等及び現場）について質疑があるときは、入札案件ごとに公告で定める方法により質問書を提出してください。

指名競争入札については、入札日の3日（大牟田市の休日を定める条例第1条第1項に定める市の休日を除く。）前の日までに、持参又はファックスにより企画総務部契約検査室に質問書を提出してください。

なお、質問書の様式は任意としますが、質問事項、入札参加者名、質問書作成者名、建設工事等の名称、電話番号及びFAX番号が記載されているものに限りま

6 質疑に対する回答

条件付き一般競争入札の場合は、入札案件ごとに、ホームページ等で回答します。

指名競争入札（見積合わせ）の場合は、当該質疑をした入札（見積合わせ）参加予定者のみに、入札日の1日（休日等を除く。）前の日までにFAX等により回答書を交付する方法により行います。ただし、当該入札（見積合わせ）の実施に係る基本的な事項に関するものについては、当該入札（見積合わせ）参加者全員（当該入札（見積合わせ）を辞退した者を除く。）に回答します。

7 入札書・工事費内訳書等の提出

競争入札における入札書については、次に掲げる方法により、工事費内訳書又は業務費内訳書（工事費内訳書等）を添付してください。

- (1) 工事費内訳書等の様式は任意としますが、入札（見積合わせ）参加者の記名、建設工事等の名称が記入され、それ以外の記載事項については、指定する項目ごとの数量、単価及び金額が明らかにされているものに限りま
- (2) 値引き等による調整は禁止します。
- (3) 工事費内訳書等の金額（税抜の合計額）の表示については、千円未満の端数整理を行ってください。8（2）の入札価格と一致していない場合は無効となります。
- (4) 合併入札は、工事ごとに作成し、記名押印して提出してください。

8 入札の方法

入札方法については、下記のとおりとします。

- (1) 入札室においては、常に私語を慎み、静粛にしてください。
- (2) 入札書の入札価格（税抜）は、7（3）による千円未満の端数整理を行った工事費内訳書等の金額（合計額）と一致していない場合は無効となります。

- (3) 入札書は、金額の訂正、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (4) 入札書は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額が落札価格となります。
- (5) 条件付き一般競争入札は、「大牟田市郵便入札要綱」に基づき執行します。市ホームページの「大牟田市郵便入札要綱及び郵送入札にあたっての注意事項」を確認してください。
- (6) 指名競争入札（見積合わせ）の場合は、指名競争入札通知（見積依頼）書をファックスで受信したら、必ず契約検査室まで連絡してください。入札（見積合わせ）参加者は指定した日時及び場所において、入札（見積）書は本人提出とし、代理人のときは入札（見積合わせ）前に委任状を提出するとともに、入札（見積）書に代表者の住所、組織名、代表者氏名及び代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を押印して、必要事項を記入し、入札（見積）してください。
- (7) 入札執行回数は1回とします。
- (8) 合併入札の場合は、「合併入札について（お知らせ）」を参照してください。
- (9) 合併入札の場合は、入札書類一式を正本1部、副本1部の計2部（総合評価方式による合併入札は正本1部、副本2部の計3部）を提出してください。副本とは入札書を含めた書類一式の写し（コピーしたもの）のことです。

9 入札の辞退

入札の辞退については、下記のとおりとします。

- (1) 条件付き一般競争入札参加者は、開札の前であって、市長（企業管理者）が認めるときは文書を持参することにより入札を辞退することができます。
- (2) 指名競争入札（見積合わせ）参加者は、入札（見積）を辞退するとき、その旨を次により申し出てください。
 - ① 入札（見積合わせ）執行前は、入札（見積）辞退届を原則として入札（見積合わせ）日の前日までに企画総務部契約検査室に持参又はファックスで提出してください。
 - ② 入札（見積合わせ）執行中は、入札（見積）辞退届又はその旨を明記した入札（見積）書を、入札（見積合わせ）を執行する職員に提出してください。
 - ③ 入札（見積）辞退届を提出した後は、原則として、入札（見積）辞退届の撤回はできません。

10 入札参加資格の審査及び落札者の決定（総合評価方式を除く）

入札参加資格審査、落札者決定については、下記のとおりです。

- (1) 落札者は、最低制限価格から予定価格の範囲内で最低価格により入札を行った者を最低価格入札者として決定します。この場合において、予定価格等の範囲内で最低価格による入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札を行った者でくじ引きを行い、最低価格入札者を決定します。ただし、当該入札を行った者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員がくじを引き、最低価格入札者を決定します。
- (2) 最低価格入札者の決定後、最低価格入札者が入札参加資格を満たし、かつ、最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められないかどうかを審査します。

- (3) 最低価格入札者が、10(2)の規定による審査に合格した場合は当該最低価格入札者を落札者とし、当該審査に合格しなかった場合は当該最低価格入札者を落札者としません。
- (4) 10(3)の規定により最低価格入札者を落札者としない場合は、落札者が決定するまで、入札を行った者（最低価格入札者を除き、入札価格が予定価格等の範囲内である者に限ります。）を入札価格の低い順に順次予定価格等の範囲内で最低価格による入札を行った者とみなし、10(1)から10(3)までの規定を適用します。
- (5) 入札結果については、ホームページ掲載により公表します。入札の状況に関するお問い合わせはご遠慮ください。

1.1 入札保証金

大牟田市契約規則第4条第2項又は第14条の2第2項に該当する場合は、免除とします。

入札保証金が免除されていない入札参加者は、入札執行前に、入札金額の100分の5以上の入札保証金の納付が必要です。この場合、入札保証金は、現金又は市内の銀行振出小切手のいずれかとなります。

なお、落札者が契約を結ばないときは、納められた入札保証金は還付しません。入札保証金を免除していた場合は、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

1.2 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税込みの金額）が500万円以上のときは、契約の締結に際し、契約金額の100分の10以上の下記いずれかの方法により、落札決定の翌日から起算して7日以内に、契約保証とする必要があります。

- (1) 契約保証金（現金）
- (2) 有価証券（市内の銀行振出小切手等）
- (3) 銀行等の保証（債務不履行時の損害金の支払保証）
- (4) 前払金保証事業会社の保証（債務不履行時の損害金の支払保証）
- (5) 履行保証保険（損害保険会社・定額てん補方式）
- (6) 公共工事履行保証証券（損害保険会社・債務の履行を保証する保証証券）

※(1)の場合は、納付書の準備が必要となりますので、事前に来庁日時の連絡をしてください。

※(2)～(6)の場合は、銀行、保険会社等で各々の審査があり日数を要します。期限内（落札決定の日の翌日から数えて7日以内）に契約の締結ができるよう、事前に手続の方法を確認し、落札者決定後迅速に手続きを行ってください。また、保証書等についての内容を確認しますので事前にFAXで送信してください。

1.3 予定価格（入札書比較価格）

予定価格については、次に掲げる方法により入札前に公表（事前公表）します。なお、事前公表する予定価格は、入札書との比較ができるように予定価格の110分の100の金額（いわゆる消費税・地方消費税相当額を除いた金額。「予定価格（入札書比較価格）」）を表示するものとします。

- (1) 条件付き一般競争入札の場合は、入札予定表及び入札公告に掲載します。
- (2) 指名競争入札の場合は、入札予定表及び指名競争入札通知書に記載します。

- (3) 見積合わせの場合は、原則、予定価格の事前公表はありません。

1 4 最低制限価格・低入札価格（入札書比較価格）

当該契約の内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格（総合評価方式による場合は低入札価格調査限度価格）を設定し、この価格に満たない価格で入札した者を無効とします。

なお、最低制限価格（総合評価方式による場合は低入札価格調査基準価格及び低入札価格調査限度価格）は入札書との比較を容易にするため、最低制限価格の110分の100の金額（いわゆる消費税・地方消費税相当額を除いた金額。「最低制限価格（入札書比較価格）」（総合評価方式による場合は「低入札価格調査基準価格（入札書比較価格）」及び「低入札価格調査限度価格（入札書比較価格）」）を表示するものとします。

また、最低制限価格（総合評価方式による場合は低入札価格調査基準価格及び低入札価格調査限度価格）については、設定した旨を事前公表の方法により公表するとともに、落札者決定後に入札結果表で金額を公表します。

見積合わせについては、最低制限価格の設定はありません。

1 5 入札の無効

下記のいずれかに該当するときは、当該入札（見積合わせ）を無効とします。

- (1) 入札（見積合わせ）参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札（見積）書が所定の日時までに到着しないとき。
- (3) 入札保証金を納付しないとき、又はその金額に不足があったとき。
- (4) 同一の入札（見積合わせ）について2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人が委任状を提出しないとき又は他人の代理を兼ね若しくは2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札（見積）書に記名押印がないとき、又は金額を訂正したとき。
- (7) 入札（見積）書の著しい誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭であるとき。
- (8) 談合その他不正の行為があったと認められるとき。
- (9) 予定価格（入札書比較価格）を上回る価格で入札したとき。
- (10) 最低制限価格（入札書比較価格）又は低入札価格調査限度価格（入札書比較価格）を下回る価格で入札したとき。
- (11) 工事費内訳書等の提出をせずに入札したとき又は提出された工事費内訳書等の内容に対応しない入札をしたとき。
- (12) 低入札価格調査制度要綱に基づく調査に協力しないとき。
- (13) 委任状、工事費内訳書及び入札書の記載について、鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正の容易な筆記具を使用したもの。
- (14) 資本関係・人的関係等がある複数の業者が同一入札に参加したことが判明したとき。
- (15) その他入札の条件に違反したとき。

1 6 入札執行の中止、延期又は取消し

次のいずれかに該当するときは、入札執行を中止、延期又は取り消すことがあります。

- (1) 不正入札又はその疑いがあると認められるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、公正な入札が行われないと認められるとき。

- (3) 条件付き一般競争入札の場合は入札参加者がいないとき、指名競争入札の場合は入札参加者が1者のとき、見積合わせの場合は見積合わせの参加者がいないとき。

17 談合等の不正行為に対する違約金誓約書の提出

契約に関して次のいずれかに該当することが明らかになったときは、契約の相手方に対して、当該不正行為を行ったことにより大牟田市に生じた損害の賠償として、契約金額の10分の2に相当する額の支払を求めます。

- (1) 刑法第96条の6（公契約関係競売等妨害）の罪を犯したこと。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったこと、又は同法第7条の2の規定による課徴金の納付命令を受けるような行為を行ったこと。

18 公共工事等からの暴力団等の排除

建設業からの暴力団等の排除の徹底については、公共事業の施工者として当然の責務であり、公共工事への暴力団等の不当な介入は、工事等の適正な施工を阻むものです。こうしたことは、発注者とりわけ市民の信頼を裏切る行為です。

暴力団等と判断した場合は、契約の解除及び違約金の徴収、指名停止の措置を行うこととなります。

暴力団等を下請負人としていた場合も、元請負人及び下請負人とも同様の措置を講ずることとなりますので、下請負人に対しても、周知徹底を図ってください。

暴力団等による不当介入がなされた場合は、警察及び大牟田市へ報告する義務があり、怠った時は指名停止の措置を講ずることとなります。

契約締結時には、大牟田市暴力団排除条例等を認識・了承した旨の誓約書の提出が必要となります。

暴力団排除の取組み強化のため、予定価格が2億円以上の建設工事については、大牟田市公共工事からの暴力団等排除連携会議設置要綱に基づき、「暴力団等排除連携会議」を原則として設置することとなります。詳細は、市民協働部生活安全推進室（TEL:0944-41-2730）にお尋ねください。

入札契約に関するお知らせをホームページに掲載しています。

※ホーム> 市政 > 入札・契約・検査 > お知らせ > 入札・契約に関するお知らせ
不明な点等がありましたら、下記までお尋ねください。

大牟田市 企画総務部 契約検査室（契約担当）

TEL：0944-41-2590（直通）

FAX：0944-41-2592（直通）